

令第 126 条の 3 新旧対照表

新	旧
<p>(構造)</p> <p>第 126 条の 3 前条第 1 項の排煙設備は、次に定める構造としなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>排煙機を設ける排煙設備</u>の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。</p> <p>三 排煙口は、第一号の規定により区画された部分（以下「防煙区画部分」という。）のそれぞれについて、当該防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至る水平距離が 30m 以下となるように、天井又は壁（床面から天井までの垂直距離に応じて、<u>排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定める部分（令和 7 年国土交通省告示第 995 号）に限る。</u>）に設け、直接外気に接する場合を除き、排煙風道に直結すること。</p> <p>四～十二 (略) 排煙口には、手動開放装置を設けること。</p> <p>2 前項の規定は、送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備で、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして、<u>国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの</u>については、適用しない。</p>	<p>(構造)</p> <p>第 126 条の 3 前条第 1 項の排煙設備は、次に定める構造としなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>排煙設備</u>の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。</p> <p>三 排煙口は、第一号の規定により区画された部分（以下「防煙区画部分」という。）のそれぞれについて、当該防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至る水平距離が 30m 以下となるように、天井又は壁の<u>上部（天井から 80cm（たけの最も短い防煙壁のたけが 80cm に満たないときは、その値）以内の距離にある部分をいう。</u>）に設け、直接外気に接する場合を除き、排煙風道に直結すること。</p> <p>四～十二 (略) 排煙口には、手動開放装置を設けること。</p> <p>2 前項の規定は、送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備で、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして<u>国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの</u>については、適用しない。</p>